

報道関係者 各位

令和6年7月22日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤博幸

賃金指導官 我妻一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

### 秋田県最低賃金専門部会（令和6年度第1回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 長岐和行）は、秋田県最低賃金の改正決定について秋田労働局長から令和6年7月3日付けの諮問を受けて、第1回秋田県最低賃金専門部会を下記の日時に開催します。

今回の専門部会では、秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取や金額審議では労働者側、使用者側双方の基本的な考え方等をお示しいただく予定としています。

#### 記

1 日時 令和6年7月29日（月）秋田地方最低賃金審議会終了後  
（午後3時目途）

2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

#### 3 議題

- （1）秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- （2）秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
- （3）秋田県最低賃金の金額審議について
- （4）今後の専門部会の開催日程について
- （5）その他

#### 4 傍聴等申込要領及び注意事項

（1）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和6年7月26日（金）12時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブル～）

（2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

- (3) 本会議は公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開とし、公労・公使会議といった二者会議の場については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため非公開とします。二者協議の開始前に事務局より御案内しますので指示に従っていただきますようお願いいたします。
- (4) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。